



宮 崎 県 公 報

令和3年3月8日(月曜日) 第 186 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の

一部を改正する規則……………(障がい福祉課) 1

告 示

○民有林の保安林の指定(3件)……………(自然環境課) 2

○道路の供用の開始(4件)……………(道路保全課) 3

公 告

○土地改良区の吸収合併……………(農村整備課) 3

○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 3

病 院 局 告 告

○入札公告(5件)……………4

人 事 委 員 会 規 則

頁

○職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正

する規則……………8

○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正す

る規則……………9

○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改

正する規則……………9

公 安 委 員 会 規 則

○宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正す

る規則……………10

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○不在者投票のできる施設の指定変更……………15

○不在者投票のできる施設の指定取消し……………16

内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 指 示

○漁業法に基づく指示(2件)……………16

規 則

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮 崎 県 規 則 第 3 号

人 に や さ し い 福 祉 の ま ち づ く り 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則(平成12年宮崎県規則第119号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1(第2条、第3条関係)			別表第1(第2条、第3条関係)		
第1 [略]			第1 [略]		
第2 道路			第2 道路		
区分	公共的施設	特定公共的施設	区分	公共的施設	特定公共的施設
道路	[略]	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第9号に規定する特定道路(自動車のみ的一般交通の用に供するもの並びに県道及び市町村道を除く。)	道路	[略]	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第10号に規定する特定道路(自動車のみ的一般交通の用に供するもの並びに県道及び市町村道を除く。)
第3 公園等			第3 公園等		
区分	公共的施設	特定公共的施設	区分	公共的施設	特定公共的施設
公園その他これに類するも	[略]	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2	公園その他これに類するも	[略]	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2

の(以下「公園等」という。)		条第13号に規定する特定公園施設(県、市町村及び都市公園法第5条第1項の規定により県及び市町村の許可を受けて公園施設を設け、若しくは管理し、又は設け、若しくは管理しようとする者が設置するものを除く。)	の(以下「公園等」という。)		条第15号に規定する特定公園施設(県、市町村及び都市公園法第5条第1項の規定により県及び市町村の許可を受けて公園施設を設け、若しくは管理し、又は設け、若しくは管理しようとする者が設置するものを除く。)
第4 建築物以外の路外駐車場			第4 建築物以外の路外駐車場		
区分	公共的施設	特定公共的施設	区分	公共的施設	特定公共的施設
建築物以外の路外駐車場	[略]	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第11号に規定する特定路外駐車場	建築物以外の路外駐車場	[略]	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第13号に規定する特定路外駐車場

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 169号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年3月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字内ノ口辛1132-2(次の図に示す部分に限る。)、辛1126、辛1134-6

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 170号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年3月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字東弁分字大ウツラ乙27-26-3

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 171号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年3月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町郷之原字牧谷甲2834(次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 172号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 3 年 3 月 8 日から同年同月 22 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
357	県道	田の平綾線	東諸県郡綾町大字南俣字二反野5186番63地先から同郡同町同大字同字5186番63地先まで	令和 3 年 3 月 8 日

宮崎県告示第 173号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 3 年 3 月 8 日から同年同月 22 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八重綾線	東諸県郡綾町大字北俣中尾国有林 2094林班り小班から同郡同町同大字中尾国有林 2094林班り小班まで	令和 3 年 3 月 8 日

宮崎県告示第 174号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 3 年 3 月 8 日から同年同月 22 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八重綾線	東諸県郡綾町大字北俣中尾国有林 2092林班は小班から同郡同町同大字 2092林班は小班まで	令和 3 年 3 月 8 日

宮崎県告示第 175号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 3 年 3 月 8 日から同年同月 22 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八重綾線	東諸県郡綾町大字北俣字爰野3575番 3 地先から同郡同町同大字同字 3575番 3 まで	令和 3 年 3 月 8 日

公 告

大淀川左岸土地改良区（宮崎市）、漆野原土地改良区（小林市）、紙屋第一土地改良区（小林市）及び紙屋第二土地改良区（小林市）の合併により、大淀川左岸土地改良区は定款を変更して存続し、漆野原土地改良区、紙屋第一土地改良区及び紙屋第二土地改良区は解散する。

令和 3 年 3 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和 3 年 3 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
北諸県郡三股町大字蓼池字村	都城市天神町 7 街区 15 号

ノ前1405番1、1406番、1407番1、1408番1、1408番1地先道の一部、水の一部

小溝 崇史

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年3月8日

宮崎県立宮崎病院長 菊池 郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 一般撮影装置 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和3年12月24日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 令和2年宮崎県告示第115号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
 - イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
 - ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
 - カ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を令和3年3月18日までに宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただ

し、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
宮崎県宮崎市北高松町5番30号
郵便番号 880-8510 電話番号0985(24)4181
- (2) 期間 令和3年3月8日から令和3年3月18日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
- (2) 交付期間 令和3年3月8日から令和3年3月18日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
- (2) 提出期限 令和3年3月19日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県立宮崎病院2階中会議室
- (2) 日時 令和3年3月22日午前10時

7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Radiographic X-ray equipment set
- (2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 19 March, 2021
- (3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5 - 30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL: 0985-24-4181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年3月8日

宮崎県立宮崎病院長 菊池 郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 血管撮影装置 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和3年12月24日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 令和2年宮崎県告示第115号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
 - イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
 - ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
 - カ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく資格停止(以下「資格停止」という。)を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。
 - キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を令和3年3月18日までに宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
宮崎県宮崎市北高松町5番30号
郵便番号 880-8510 電話番号0985(24)4181
- (2) 期間 令和3年3月8日から令和3年3月18日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
- (2) 交付期間 令和3年3月8日から令和3年3月18日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
- (2) 提出期限 令和3年3月19日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県立宮崎病院2階中会議室
- (2) 日時 令和3年3月22日午前10時15分

7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Angiography equipment set
- (2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 19 March, 2021
- (3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5 - 30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL: 0985-24-4181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年3月8日

宮崎県立宮崎病院長 菊池郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 磁気共鳴断層撮影装置 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和3年12月24日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分

の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和2年宮崎県告示第 115号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第39条第 1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 第 1項に該当する者でないこと。

カ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第 93号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

キ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を令和3年3月18日までに宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
宮崎県宮崎市北高松町 5 番 30 号
郵便番号 880-8510 電話番号0985 (24) 4181

(2) 期間 令和3年3月8日から令和3年3月18日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

(2) 交付期間 令和3年3月8日から令和3年3月18日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

(2) 提出期限 令和3年3月19日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

6 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県立宮崎病院 2 階中会議室

(2) 日時 令和3年3月22日午前10時30分

7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: M-RI set

(2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 19 March, 2021

(3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5 - 30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL: 0985-24-4181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年3月8日

宮崎県立宮崎病院長 菊池郁夫

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 透視装置 一式

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和3年12月24日

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和2年宮崎県告示第 115号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第39条第 1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。

カ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

キ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を令和3年3月18日までに宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
宮崎県宮崎市北高松町5番30号
郵便番号 880-8510 電話番号0985(24)4181

(2) 期間 令和3年3月8日から令和3年3月18日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

(2) 交付期間 令和3年3月8日から令和3年3月18日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

(2) 提出期限 令和3年3月19日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

6 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県立宮崎病院2階中会議室

(2) 日時 令和3年3月22日午前10時45分

7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部署等

宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: X-TV & ESWL set

(2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 19 March, 2021

(3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5 - 30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL: 0985-24-4181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年3月8日

宮崎県立宮崎病院長 菊池郁夫

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 放射線治療装置 一式

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和3年12月24日

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和2年宮崎県告示第 115号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第39条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。

カ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申出を行っている者は、資格停止を

<p>受けたときから入札に参加することはできない。</p> <p>キ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を令和3年3月18日までに宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。</p> <p>なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当 宮崎県宮崎市北高松町5番30号 郵便番号 880-8510 電話番号0985(24)4181</p> <p>(2) 期間 令和3年3月8日から令和3年3月18日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）</p> <p>4 入札説明書の交付場所及び交付期間</p> <p>(1) 交付場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当</p> <p>(2) 交付期間 令和3年3月8日から令和3年3月18日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）</p> <p>5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当</p> <p>(2) 提出期限 令和3年3月19日午後5時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。</p>	<p>6 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県立宮崎病院2階中会議室</p> <p>(2) 日時 令和3年3月22日午前11時</p> <p>7 入札保証金</p> <p>入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。</p> <p>8 入札の無効に関する事項</p> <p>病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>9 落札者の決定方法</p> <p>予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>10 契約に関する事務を担当する部局等</p> <p>宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当</p> <p>11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>12 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>13 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: LI-NIAC set</p> <p>(2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 19 March, 2021</p> <p>(3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5 - 30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL: 0985-24-4181</p>
--	---

人事委員会規則

職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月8日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第4号

職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則

職員の級別基準職務を定める規則（平成28年宮崎県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																												
<p>別表第4 行政職給料表級別基準職務表（警察）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">基準となる職務</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6級</td> <td>1 警察本部の課長、交通管制官、統括官、場長又は所長の職務 2 [略] 3 警察署の会計官の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>別表第5 公安職給料表級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">基準となる職務</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6級</td> <td>1 警察本部の隊長、科学捜査研究所長、取調べ監督総務官、監察官、留置管理官、少年対</td> </tr> </table>	職務の級	基準となる職務	[略]		6級	1 警察本部の課長、交通管制官、統括官、場長又は所長の職務 2 [略] 3 警察署の会計官の職務	[略]		職務の級	基準となる職務	[略]		6級	1 警察本部の隊長、科学捜査研究所長、取調べ監督総務官、監察官、留置管理官、少年対	<p>別表第4 行政職給料表級別基準職務表（警察）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">基準となる職務</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6級</td> <td>1 警察本部の課長、交通管制官、統括官、<u>監査官</u>、場長又は所長の職務 2 [略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>別表第5 公安職給料表級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">基準となる職務</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6級</td> <td>1 警察本部の隊長、科学捜査研究所長、監察官、留置管理官、少年対策官、暴力団対策官</td> </tr> </table>	職務の級	基準となる職務	[略]		6級	1 警察本部の課長、交通管制官、統括官、 <u>監査官</u> 、場長又は所長の職務 2 [略]	[略]		職務の級	基準となる職務	[略]		6級	1 警察本部の隊長、科学捜査研究所長、監察官、留置管理官、少年対策官、暴力団対策官
職務の級	基準となる職務																												
[略]																													
6級	1 警察本部の課長、交通管制官、統括官、場長又は所長の職務 2 [略] 3 警察署の会計官の職務																												
[略]																													
職務の級	基準となる職務																												
[略]																													
6級	1 警察本部の隊長、科学捜査研究所長、取調べ監督総務官、監察官、留置管理官、少年対																												
職務の級	基準となる職務																												
[略]																													
6級	1 警察本部の課長、交通管制官、統括官、 <u>監査官</u> 、場長又は所長の職務 2 [略]																												
[略]																													
職務の級	基準となる職務																												
[略]																													
6級	1 警察本部の隊長、科学捜査研究所長、監察官、留置管理官、少年対策官、暴力団対策官																												

	策官、暴力団対策官、統括官又は所長の職務 2～5 [略]		、統括官又は所長の職務 2～5 [略]
7 級	1 困難な業務を行う警察本部の隊長、科学捜査研究所長、取調べ監督総務官、監察官、留置管理官、少年対策官、暴力団対策官、統括官又は所長の職務 2・3 [略]	7 級	1 困難な業務を行う警察本部の隊長、科学捜査研究所長、監察官、留置管理官、少年対策官、暴力団対策官、統括官又は所長の職務 2・3 [略]
[略]		[略]	

附 則

この規則は、令和3年3月18日から施行する。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月8日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第5号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
組 織	職	種 別	区 分	組 織	職	種 別	区 分
[略]				[略]			
公安委 員会	警察 本部	[略]		公安委 員会	警察 本部	[略]	
		課長	[略]			課長 特別機動警察隊長 科学捜査研究所長	[略]
		科学捜査研究所長 機動捜査隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 機動隊長				交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 機動隊長	
		取調べ監督総務官 監察官 留置管理官 少年対策官 暴力団対策官 宮崎交通反則通告センター所長 交通管制官 自動車運転免許試験場長 統括官	[略]			監察官 留置管理官 少年対策官 暴力団対策官 宮崎交通反則通告センター所長 交通管制官 自動車運転免許試験場長 統括官 監査官	[略]
[略]				[略]			
警察 署	副署長（宮崎北、宮崎南、都城、延岡、日向） 会計官	[略]		警察 署	副署長（宮崎北、宮崎南、都城、延岡、日向） 会計官	[略]	
		[略]	[略]			[略]	[略]

附 則

この規則は、令和3年3月18日から施行する。

期末手当及び勤労手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月8日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第6号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第5条の3関係）					別表第1（第5条の3関係）				
組織区分	給料表	職		加算割合	組織区分	給料表	職		加算割合
[略]					[略]				
警察本部	行政職	本部	課長、所長、交通管制官、統括官	[略]	警察本部	行政職	本部	課長、所長、交通管制官、統括官、 <u>監査官</u>	[略]
			管理官、室長、調査官、術科指導官、指導官、鑑定官、理事官、課長補佐、主幹	[略]				管理官、室長、調査官、術科指導官、指導官、鑑定官、理事官、課長補佐	[略]
		出先機関	場長、 <u>会計官</u>	[略]			出先機関		場長
[略]					[略]				
公安職	公安職	本部	部長、主席監察官、参事官、課（隊、所）長、 <u>取調べ監督総務官</u> 、監察官、留置管理官、少年対策官、暴力団対策官、統括官	[略]	公安職	公安職	本部	部長、主席監察官、参事官、課（隊、所）長、 <u>監察官</u> 、留置管理官、少年対策官、暴力団対策官、統括官	[略]
			[略]					[略]	
[略]					[略]				

附 則

この規則は、令和3年3月18日から施行する。

公安委員会規則

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月8日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県公安委員会規則第1号

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則（昭和56年宮崎県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（警務部の分課） 第2条 警務部に次の <u>8課</u> を置く。 総務課 会計課 [略] （総務課） 第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。 （1）～（9） [略] <u>（10） 広報広聴に関すること。</u> <u>（11） 窓口事務の刷新改善に関すること。</u>	（警務部の分課） 第2条 警務部に次の <u>9課</u> を置く。 総務課 <u>県民広報課</u> 会計課 [略] （総務課） 第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。 （1）～（9） [略]

(12) 警察音楽隊に関すること。

(13) [略]

(14) 警察安全相談に関すること。

(15) 機関誌紙の編集及び発行に関すること。

(16) [略]

(17) [略]

2～5 [略]

6 取調べ監督指導室においては、被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事務（取調べ監督総務官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

7・8 [略]

(会計課)

第4条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

(1) [略]

(2) 財産の取得、管理及び処分に関すること（施設装備課の所掌に属するものを除く。）。

(3)～(6) [略]

2 [略]

3 監査室においては、会計監査に関する事務をつかさどる。

(10) [略]

(11) 機関誌の編集及び発行に関すること。

(12) [略]

(13) 留置施設に関すること。

(14) [略]

2 総務課に留置管理官を置き、警視をもって充てる。

3 留置管理官は、上司の命を受け、留置施設に関する事務を掌理する。

4～7 [略]

8 取調べ監督指導室においては、被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事務をつかさどる。

9・10 [略]

(県民広報課)

第3条の2 県民広報課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 広報広聴に関すること。

(2) 窓口事務の刷新改善に関すること。

(3) 警察音楽隊に関すること。

(4) 警察安全相談に関すること。

(5) 苦情に関すること。

(6) 情報公開に関すること。

(7) 個人情報の保護に関すること。

(8) 警察が行う犯罪被害者支援に関する総合調整に関すること。

。

(9) 犯罪被害者等給付金に関すること。

(10) 国外犯罪被害者等給付金の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害者等給付金に関すること。

。

(11) 前各号に掲げるもののほか、本部長及び警務部長の命ずる事務に関すること。

2 県民広報課に県民情報室及び犯罪被害者支援室を置く。

3 県民情報室においては、情報公開及び個人情報の保護に関する事務をつかさどる。

4 県民情報室に県民情報室長を置き、警視又は警部をもって充てる。

5 県民情報室長は、上司の命を受け、県民情報室の事務を掌理する。

6 犯罪被害者支援室においては、犯罪被害者支援に関する事務をつかさどる。

7 犯罪被害者支援室に犯罪被害者支援室長を置き、警視又は警部をもって充てる。

8 犯罪被害者支援室長は、上司の命を受け、犯罪被害者支援室の事務を掌理する。

(会計課)

第4条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

(1) [略]

(2) 財産の取得、管理及び処分に関すること（施設装備課の所掌に属するものを除く。）。

(3)～(6) [略]

2 [略]

3 監査室においては、会計監査に関する事務（監査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

<p>4・5 [略] (情報管理課) 第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 情報企画政策室においては、警察情報管理業務の総合的な企画、指導及び調整並びに行政手続電子化の構築に関する事務をつかさどる。</p> <p>4・5 [略] (警務課)</p> <p>第6条 警務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(12) [略] (13) <u>情報公開に関すること。</u> (14) <u>個人情報の保護に関すること。</u> (15) <u>警察が行う犯罪被害者対策(犯罪の被害者の被害の回復、安全の確保又は精神的打撃の軽減に資するための施策をいう。以下同じ。)に関する総合調整に関すること。</u> (16) <u>犯罪被害者等給付金に関すること。</u> (17) <u>国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。</u> (18)・(19) [略]</p> <p>2 <u>警務課に県民情報室及び犯罪被害者支援室を置く。</u> 3 <u>県民情報室においては、情報公開及び個人情報の保護に関する事務をつかさどる。</u> 4 <u>県民情報室に県民情報室長を置き、警視又は警部をもって充てる。</u> 5 <u>県民情報室長は、上司の命を受け、県民情報室の事務を掌理する。</u> 6 <u>犯罪被害者支援室においては、犯罪被害者対策に関する事務をつかさどる。</u> 7 <u>犯罪被害者支援室に犯罪被害者支援室長を置き、警視又は警部をもって充てる。</u> 8 <u>犯罪被害者支援室長は、上司の命を受け、犯罪被害者支援室の事務を掌理する。</u> (監察課)</p> <p>第7条 監察課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) [略] (5) <u>苦情に関すること。</u> (6) <u>留置施設に関すること。</u> (7) [略] (生活安全企画課)</p> <p>第11条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(7) [略] (8) <u>部内各課の連絡調整に関すること。</u> (9) [略]</p> <p>2～5 [略] (少年課)</p> <p>第12条の3 [略]</p>	<p>4・5 [略] (情報管理課) 第5条 [略]</p> <p>2 <u>情報管理課に情報管理統括官を置き、事務職員又は技術職員をもって充てる。</u> 3 <u>情報管理統括官は、上司の命を受け、警察情報管理に関する事務をつかさどる。</u> 4 [略]</p> <p>5 情報企画政策室においては、警察情報管理業務の総合的な企画、指導及び調整並びに行政手続電子化の構築に関する事務(情報管理統括官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。</p> <p>6・7 [略] (警務課)</p> <p>第6条 警務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(12) [略]</p> <p>(13)・(14) [略]</p> <p>(監察課)</p> <p>第7条 監察課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略] (生活安全企画課)</p> <p>第11条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(7) [略] (8) <u>部内各課(隊)の連絡調整に関すること。</u> (9) [略]</p> <p>2～5 [略] (少年課)</p> <p>第12条の3 [略]</p> <p>2 <u>少年課に少年対策官を置き、警視をもって充てる。</u> 3 <u>少年対策官は、上司の命を受け、少年警察活動に関する事務を</u></p>
---	---

<p>2～5 [略] (生活環境課)</p> <p>第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)の施行に関すること(組織犯罪対策課の<u>所管</u>に属するものを除く。)</p> <p>(2)～(9) [略]</p> <p>2～5 [略] (サイバー犯罪対策課)</p> <p>第13条の2 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)の施行に関すること(生活環境課の<u>所管</u>に属するものを除く。)</p> <p>(5)・(6) [略] (刑事企画課)</p> <p>第14条の2 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 部内各課の連絡調整に関すること。</p> <p>(9) [略]</p> <p>2～5 [略] (捜査第二課)</p> <p>第16条 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪の捜査に関すること。</p> <p>(2)～(4) [略] (組織犯罪対策課)</p> <p>第16条の2 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 麻薬、<u>覚せい剤</u>その他の薬物に関する取締りに関すること。</p> <p>(5) <u>けん銃</u>その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。</p> <p>(6) 来日外国人に係る犯罪の取締りに関すること(他課の<u>所管</u>に属するものを除く。)</p> <p>(7) 組織犯罪の取締りに関すること(他課の<u>所管</u>に属するものを除く。)</p> <p>(8)～(10) [略]</p>	<p><u>つかさどる。</u></p> <p>4～7 [略] (生活環境課)</p> <p>第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)の施行に関すること(組織犯罪対策課の<u>所掌</u>に属するものを除く。)</p> <p>(2)～(9) [略]</p> <p>2～5 [略] (サイバー犯罪対策課)</p> <p>第13条の2 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)の施行に関すること(生活環境課の<u>所掌</u>に属するものを除く。)</p> <p>(5)・(6) [略] (刑事企画課)</p> <p>第14条の2 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 部内各課(<u>研究所</u>)の連絡調整に関すること。</p> <p>(9) [略]</p> <p>2～5 [略] (捜査第二課)</p> <p>第16条 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪の捜査に関すること(<u>組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。</u>)。</p> <p>(2)～(4) [略] (組織犯罪対策課)</p> <p>第16条の2 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 麻薬、<u>覚醒剤</u>その他の薬物に関する取締りに関すること。</p> <p>(5) <u>拳銃</u>その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。</p> <p>(6) 来日外国人に係る犯罪の取締りに関すること(他課の<u>所掌</u>に属するものを除く。)</p> <p>(7) 組織犯罪の取締りに関すること(他課の<u>所掌</u>に属するものを除く。)</p> <p>(8) <u>電話をかけるなどして対面することなく欺いた相手方に財物を交付させる等の態様で組織的に実行されるため、特殊な捜査手法が必要となる詐欺その他の犯罪の捜査に関すること。</u></p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>2 <u>組織犯罪対策課に暴力団対策官を置き、警視をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>暴力団対策官は、上司の命を受け、暴力団対策に関する事務をつかさどる。</u></p>
<p>2～5 [略] (運転免許課)</p> <p>第23条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>運転適性相談及び運転適性検査</u>に関すること。</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>2～9 [略] (警備第一課)</p> <p>第27条 警備第一課においては、次の事務をつかさどる。</p>	<p>4～7 [略] (運転免許課)</p> <p>第23条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>安全運転相談</u>に関すること。</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>2～9 [略] (警備第一課)</p> <p>第27条 警備第一課においては、次の事務をつかさどる。</p>

<p>(1) [略]</p> <p>(2) 警備犯罪の取締り（警備第二課及び外事課の所管に属するものを除く。）に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p><u>(取調べ監督総務官)</u></p> <p>第32条の2 警務部に<u>取調べ監督総務官</u>を置く。</p> <p>2 <u>取調べ監督総務官</u>は、<u>警視</u>をもって充てる。</p> <p>3 <u>取調べ監督総務官</u>は、<u>本部長</u>の命を受け、<u>被疑者取調べにおける監督対象行為の有無の調査</u>に関する事務をつかさどる。</p> <p><u>(留置管理官)</u></p> <p>第34条 警務部に<u>留置管理官</u>を置く。</p> <p>2 <u>留置管理官</u>は、<u>警視</u>をもって充てる。</p> <p>3 <u>留置管理官</u>は、<u>上司</u>の命を受け、<u>留置施設に関する事務</u>をつかさどる。</p> <p><u>(少年対策官)</u></p> <p>第34条の2 生活安全部に<u>少年対策官</u>を置く。</p> <p>2 <u>少年対策官</u>は、<u>警視</u>をもって充てる。</p> <p>3 <u>少年対策官</u>は、<u>上司</u>の命を受け、<u>少年警察活動に関する事務</u>をつかさどる。</p> <p><u>(暴力団対策官)</u></p> <p>第34条の3 刑事部に<u>暴力団対策官</u>を置く。</p> <p>2 <u>暴力団対策官</u>は、<u>警視</u>をもって充てる。</p> <p>3 <u>暴力団対策官</u>は、<u>上司</u>の命を受け、<u>暴力団対策に関する事務</u>をつかさどる。</p> <p><u>(統括官)</u></p> <p>第34条の4 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>(会計官)</u></p> <p>第42条 宮崎北警察署、宮崎南警察署、都城警察署、日向警察署及び延岡警察署に<u>会計官</u>を置くことができ、<u>事務職員</u>をもって充てる。</p> <p>2 <u>会計官</u>は、<u>警察署の会計、給与及び厚生に関する事務</u>について<u>署長</u>を補佐し、<u>部下職員</u>を指揮監督する。</p> <p>第43条～第44条の2 [略]</p> <p>別表（第37条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職</th> <th>職制又は職制上の職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職員又は技術職員</td> <td>課長、情報管理統括官、交通管制官、統括官、科学捜査研究所長、自動車運転免許試験場長、<u>会計官</u>、管理官、室長、理事官、調査官、指導官、鑑定官、課長補佐、所長補佐、隊長補佐、校長補佐、係長、主任、主事、技師</td> </tr> </tbody> </table>	職	職制又は職制上の職	事務職員又は技術職員	課長、情報管理統括官、交通管制官、統括官、科学捜査研究所長、自動車運転免許試験場長、 <u>会計官</u> 、管理官、室長、理事官、調査官、指導官、鑑定官、課長補佐、所長補佐、隊長補佐、校長補佐、係長、主任、主事、技師	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 警備犯罪の取締りに<u>関すること</u>（警備第二課及び外事課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p><u>(監査官)</u></p> <p>第32条の2 警務部に<u>監査官</u>を置く。</p> <p>2 <u>監査官</u>は、<u>事務職員</u>をもって充てる。</p> <p>3 <u>監査官</u>は、<u>上司</u>の命を受け、<u>会計、給与及び厚生に関する事務</u>をつかさどる。</p> <p><u>(統括官)</u></p> <p>第34条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第42条～第44条 [略]</p> <p>別表（第37条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職</th> <th>職制又は職制上の職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職員又は技術職員</td> <td>課長、<u>監査官</u>、情報管理統括官、交通管制官、統括官、科学捜査研究所長、自動車運転免許試験場長、管理官、室長、理事官、調査官、指導官、鑑定官、課長補佐、所長補佐、隊長補佐、校長補佐、係長、主任、主事、技師</td> </tr> </tbody> </table>	職	職制又は職制上の職	事務職員又は技術職員	課長、 <u>監査官</u> 、情報管理統括官、交通管制官、統括官、科学捜査研究所長、自動車運転免許試験場長、管理官、室長、理事官、調査官、指導官、鑑定官、課長補佐、所長補佐、隊長補佐、校長補佐、係長、主任、主事、技師
職	職制又は職制上の職								
事務職員又は技術職員	課長、情報管理統括官、交通管制官、統括官、科学捜査研究所長、自動車運転免許試験場長、 <u>会計官</u> 、管理官、室長、理事官、調査官、指導官、鑑定官、課長補佐、所長補佐、隊長補佐、校長補佐、係長、主任、主事、技師								
職	職制又は職制上の職								
事務職員又は技術職員	課長、 <u>監査官</u> 、情報管理統括官、交通管制官、統括官、科学捜査研究所長、自動車運転免許試験場長、管理官、室長、理事官、調査官、指導官、鑑定官、課長補佐、所長補佐、隊長補佐、校長補佐、係長、主任、主事、技師								
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和3年3月18日から施行する。</p> <p>(宮崎県留置施設視察委員会に関する規則の一部改正)</p> <p>2 宮崎県留置施設視察委員会に関する規則（平成19年宮崎県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(会議)</td> <td>(会議)</td> </tr> <tr> <td>第3条 [略]</td> <td>第3条 [略]</td> </tr> <tr> <td>2 宮崎県警察本部警務部<u>監察課長</u>は、必要があると認めるときは</td> <td>2 宮崎県警察本部警務部<u>総務課長</u>は、必要があると認めるときは</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	(会議)	(会議)	第3条 [略]	第3条 [略]	2 宮崎県警察本部警務部 <u>監察課長</u> は、必要があると認めるときは	2 宮崎県警察本部警務部 <u>総務課長</u> は、必要があると認めるときは
改正前	改正後								
(会議)	(会議)								
第3条 [略]	第3条 [略]								
2 宮崎県警察本部警務部 <u>監察課長</u> は、必要があると認めるときは	2 宮崎県警察本部警務部 <u>総務課長</u> は、必要があると認めるときは								

、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。
 3・4 [略]
 (会議録)
 第4条 [略]
 2 会議録は、宮崎県警察本部警務部監察課において調整し、保存する。

、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。
 3・4 [略]
 (会議録)
 第4条 [略]
 2 会議録は、宮崎県警察本部警務部総務課において調整し、保存する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設の指定を次のとおり変更した。

令和3年3月8日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

名 称	変更事由	新旧の別	変 更 内 容
宮崎市医師会病院	所在地	新	宮崎市大字有田1173番地
		旧	宮崎市新別府町船戸 738-1
医療法人社団高信会辰元病院	所在地	新	宮崎市高岡町飯田2089番地1
		旧	宮崎市高岡町飯田字辻の前2089-1
宮崎市立田野病院	所在地	新	宮崎市田野町南原1丁目6番地2
		旧	宮崎市田野町乙7696
都城市医師会病院	所在地	新	都城市太郎坊町1364番地1
		旧	都城市大岩田町5822-3
医療法人伸和会延岡共立病院	名称	新	医療法人伸和会延岡共立病院
		旧	医療法人伸和会共立病院
	所在地	新	延岡市山月町5丁目5679-1
		旧	延岡市中川原町3-42
宮崎市介護老人保健施設さざんか苑	所在地	新	宮崎市田野町南原1丁目6番地2
		旧	宮崎市田野町乙7691-3
社会福祉法人星空の都特別養護老人ホーム星空の都みやざき	名称	新	社会福祉法人星空の都特別養護老人ホーム星空の都みやざき
		旧	社会福祉法人星空の都特別養護

			老人ホーム星空の都ひゅうが
社会福祉法人ユーカー福祉会養護老人ホーム望洋園	名称	新	社会福祉法人ユーカー福祉会養護老人ホーム望洋園
		旧	佐土原町養護老人ホーム望洋園
宮崎市養護老人ホーム清流園	名称	新	宮崎市養護老人ホーム清流園
		旧	清武町立養護老人ホーム清流園
特別養護老人ホーム白寿園	名称	新	特別養護老人ホーム白寿園
		旧	都城市特別養護老人ホーム白寿園
養護老人ホーム清風園	名称	新	養護老人ホーム清風園
		旧	都城市養護老人ホーム清風園
社会福祉法人常緑会特別養護老人ホーム星空の都なかごう	名称	新	社会福祉法人常緑会特別養護老人ホーム星空の都なかごう
		旧	社会福祉法人常緑会特別養護老人ホーム中郷園
社会福祉法人敬和会特別養護老人ホーム昭寿園サンヒルズ	名称	新	社会福祉法人敬和会特別養護老人ホーム昭寿園サンヒルズ
		旧	社会福祉法人敬和会特別養護老人ホーム昭寿園
	所在地	新	日南市大字風田3224
		旧	日南市大字風田3895
社会福祉法人博陽会特別養護老人ホーム伊勢の郷	名称	新	社会福祉法人博陽会特別養護老人ホーム伊勢の郷
		旧	社会福祉法人良純会特別養護老人ホーム伊勢の郷
社会福祉法人黒潮会養護老人ホームめぐみの郷	所在地	新	串間市大字北方1599
		旧	串間市大字北方3680
社会福祉法人ス	名称	新	社会福祉法人スマイリング・パ

マイリング・パーク養護老人ホームアシステッドリビングみまた			ーク養護老人ホームアシステッドリビングみまた
		旧	三股町養護老人ホーム清流園
社会福祉法人常緑会特別養護老人ホーム星空の都みまた	名称	新	社会福祉法人常緑会特別養護老人ホーム星空の都みまた
		旧	社会福祉法人常緑会特別養護老人ホーム三光苑
社会福祉法人常緑会特別養護老人ホーム星空の都みまたハーモニー	名称	新	社会福祉法人常緑会特別養護老人ホーム星空の都みまたハーモニー
		旧	社会福祉法人常緑会特別養護老人ホーム三光苑さつき
美郷町養護老人ホーム清翠園	所在地	新	東臼杵郡美郷町西郷田代2269
		旧	東臼杵郡美郷町西郷区田代2269

宮崎県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票のできる施設の指定を次のとおり取り消した。

令和3年3月8日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

名 称	所 在 地	取消年月日
医療法人春光会東病院	日南市南郷町東町8-1	令和3年2月22日
医療法人健風会嶺内科病院	小林市大字真方 242	令和3年2月22日
医療法人社団康友会介護老人保健施設青島シルバー苑	宮崎市青島4-6-3	令和3年2月22日
社会福祉法人報謝会特別養護老人ホームみやま園	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348-2	令和3年2月22日

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第158号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、うなぎをはじめとする内水面における多様な生態系の保全・改善のため、次のとおり指示する。

令和3年3月8日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田代 一 洋

1 指示の内容

下表の区域においては、水産動植物の採捕をしてはならない。
ただし、国の機関又は地方公共団体が、調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助、又はその他の関与を受けている場合を含む。）又は内水面漁場・資源管理総合対策事業に基づきその事業実施主体等がモニタリングのため採捕する場合は、この限りでない。

なお、河川については、河川法（昭和39年法律第167号）に基づき国土交通大臣又は知事が指定した河川の名称を使用している。

河川名	区域
広渡川	日南市益安橋から下流 100メートルまで

2 指示の有効期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第159号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、内水面第5種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

令和3年3月8日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田代 一 洋

1 増殖義務

別表の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、令和3年12月31日までの間に、令和2年12月21日付け宮崎県内水面漁場管理委員会指示第157号（以下「当初指示」という。）で指示した増殖に加え、それぞれ別表に定めるところにより増殖を行わなければならない。

ただし、履行が困難な場合にあっては、他の方法に替えることができる。

2 指示の適正な履行

この指示の履行に当たっては、当初指示の2、3及び4に基づき適正に行わなければならない。

別表

漁業権番号	河川名	漁業権者	魚種及び数量（増殖行為）	
			おいかわ 稚魚放流 (尾)	こい 稚魚放流 相当分 (尾)
内共第2号	祝子川	祝子川漁業協同組合	2,000	
内共第3号	五ヶ瀬川河口	代表 延岡五ヶ瀬川漁業協同組合	583	
内共第18号	広渡川	日南広渡川漁業協同組合		12,000

--	--	--	--	--

<放流する魚種の体重>

おいかわ 体重1グラム以上

--	--